

資源ごみ受入基準



八女西部リサイクルプラザ

令和7年 6月改定

目 次

はじめに	 P 1
缶	 P 2
びん	 P 3
ペットボトル	 P 4
トレイ	 P 5
古紙類 (飲料用紙パック、段ボール、新聞、シュレッダーくず、雑紙)	 P 6
古布	 P 9
金属類・家電	 P10
陶磁器・赤陶器・ガラス	 P11
廃乾電池・廃蛍光管	 P12
ガラス繊維入りプラスチック板・がれき	 P13

はじめに

資源ごみの分別基準、出し方についてまとめています。

リサイクルプラザへ資源ごみを持ち込まれる際には、直接のお持ち込みが可能です。

※受入対象：八女市・筑後市・広川町・大川市・大木町で発生した資源ごみ

- ◆ 事故防止のため、リサイクルプラザ敷地内は「**徐行運転**」としています。
皆さまのご協力をお願いします。
- ◆ ご家庭から出た資源ごみは、なるべく市や町が指定する排出場所へ
お出してください。
- ◆ 資源ごみとして受け入れできないものには、可燃ごみまたは不燃ごみ
として**有料で**受け入れできるものもあります。
「**クリーンセンター ごみ受入基準**」もご参照ください。

八女西部広域事務組合

八女西部クリーンセンター

TEL 0942-52-7536

FAX 0942-52-1817

八女西部リサイクルプラザ

TEL 0942-52-7387

FAX 0942-48-1172

缶 → 缶や自動車等の材料として再生します。

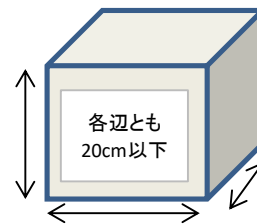
※事業所、個人事業者からのものは受入できません。



ビール・ジュースの缶、缶詰缶、ミルク缶、菓子缶、お茶缶(食卓用)、のり缶など、飲食用の缶

ペットフードの缶、缶詰のふたも受入できます。

各辺とも20cm以下のもの



*出す時の注意点

- ・中身を空にし、水洗いをして出してください。
- ・スチール缶、アルミ缶を分ける必要はありません。
- ・異物(缶以外の金物など)の混入がないようにお願いします。
- ・缶の中にタバコの吸殻が入っていたり、菓子缶の中に紙がついたままになっていないか確認をお願いします。

- ・洗っても汚れや油分の落ちない缶
- スプレー缶(完全に使い切ったもの)
- ペンキ缶、基準以上(一辺が20cm以上)の缶

資源ごみ(金属類)として受入れます
詳細はP10参照

*資源ごみとして受け入れできないもの

- ・中身が入ったままの缶
- ・中身を洗っておらず、汚れている缶

→ 持ち帰り

→ クリーンセンターへ

※ 洗って資源ごみで出すのが原則です。

びん → びんとして再生します。

※事業所、個人事業者からのものは受入できません。



びんの種類によって資源ごみ区分が異なるので、下の表を参考にして下さい。

	家庭系
ジュース、ビール、コーヒー、 栄養ドリンク、調味料(油びんは不可)、 洋酒、ワイン、酢など飲食用のびん 飲み薬のびん	資源ごみ(びん)
調味料(油びん) 飲み薬以外の薬のびん	資源ごみ(ガラス)
農薬のびん	受入不可

*出す時の注意点

- ・栓・ふた・キャップを外して、中身を空にし、水洗いをして出してください。
- ・ガラス製のキャップ(ウイスキー等)は、外して不燃ごみに出してください。
- ・化粧品のびん、割れたびん、コップ → ガラス
- ・陶器類等 → 陶磁器、若しくは赤陶器
- ・一升びんやビールびん等のリターナブルびんは、なるべく地域の集団回収等に出してください。



*資源ごみとして受け入れできないもの

- ・中身が入ったままのびん
 - ・中身を洗っておらず、汚れているびん
 - ・哺乳びん、耐熱ガラス製品
- 持ち帰り
- クリーンセンターへ
- ※ 洗って資源ごみで出すのが原則です。

ペットボトル → 主に繊維原料として再生します。

※事業所、個人事業者からのものは受入できません。



マークがついた清涼飲料、特定調味料(しょうゆ等)、酒類のペットボトル

清涼飲料 …… ジュース、炭酸飲料、お茶、ミネラルウォーター、乳酸菌飲料など

特定調味料 …… しょうゆ、酢、ノンオイルドレッシングなど

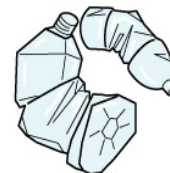
※ 油を含むもの、ソースなど香辛料の強いものは除く

酒 類 …… 焼酎、本みりん、洋酒、清酒など

*出す時の注意点

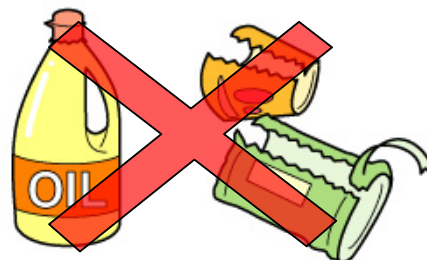
・ラベルフィルムは、はがしてください。

- ・栓、キャップを外して、中身を空にし、水洗いをして出してください。
- ・しょうゆなどの取手のついているペットボトルは取手も外して出してください。
- ・ボトルに貼られたシールやテープ類は、はがして出してください。
- ・つぶす必要はありませんが、軽くつぶして出しても構いません。



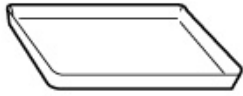
*資源ごみとして受け入れできないもの

- ・中身が入ったままのものや、洗っても汚れがおちないもの
- ・特定調味料以外の調味料用(ソース等)、食用油用、
非食品用(洗剤・シャンプー・化粧品等)のペットボトル
- ・工作や落書きがされたもの
- ・ラベルフィルムのみ、キャップ



トレイ → トレイ原料として再生します。

※事業所、個人事業者からのものは受入できません。



白色の食品用発泡スチロール製トレイ

つまようじ等で軽く刺して簡単につきぬけるもの



***出す時の注意点**

- ・ラップ、シール等を外し、きれいに水洗いして出してください。
- ・カビが生えないようにしっかり水切りをしてから出してください。

***資源ごみとして受け入れできないもの**

- ・色・柄物トレイ、納豆の容器、カップ麺の容器、豆腐の容器、卵の容器、弁当の容器等
- ・洗っても汚れの落ちないもの



飲料用紙パック

→ 紙の原料として再生します。



500ml以上の牛乳パックやジュースパック、紙コップ

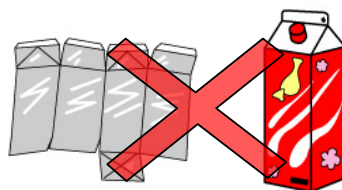
出し方・・・ 切り開いて、水洗いをし、よく乾かして出してください。

紙コップは洗って汚れを落としたあと、つぶしたり切り開いたりせずに、そのままで出してください。

キャップ付きの紙パックはキャップだけを外した上で、上記の方法で出してください。

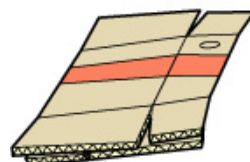
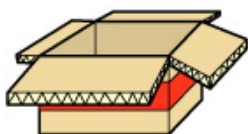
*資源ごみとして受け入れできないもの

- ・500ml未満の小さなもの、酒パック等内側がアルミコーティングされたもの → 可燃ごみ



段ボール

→ 紙の原料として再生します。



段ボール(菓子箱等は雑紙に出してください)

出し方・・・テープ、留め金、シール等を取り除き、平たくして出してください

*資源ごみとして受け入れできないもの

- ・金、銀にコーティングされたもの
 - ・ビニールでコーティングされたもの
 - ・汚れたものや水に濡れたもの
- 可燃ごみ

新聞 → 紙の原料として再生します。



新聞(広告、チラシも含む)

出し方…ばらばらになって散らばらないように、ひもでくるなどして出してください。(ナイロン袋は不可)

***資源ごみとして受け入れできないもの**

・汚れたものや水に濡れたもの → 可燃ごみ



シュレッダーくず → 紙の原料として再生します。



シュレッダーくず(裁断形状は問いません)

但し、ストレートカット(千切り)3mm×10mm以上、クロスカット(さいの目切り)5mm×5mm以上

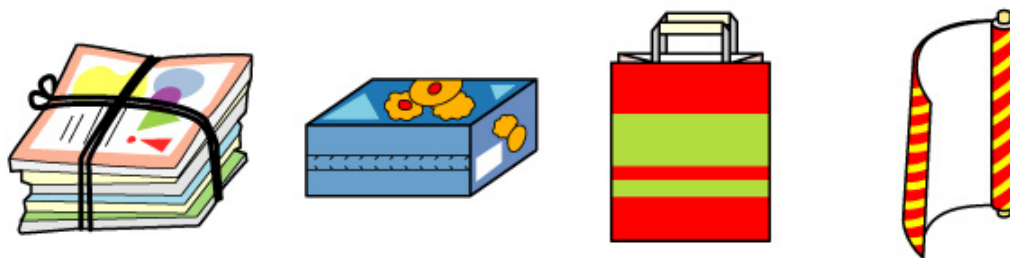
出し方…透明のごみ袋に入れて、中身が飛散しないようしっかりしばってから出してください。

***資源ごみとして受け入れできないもの**

・「カーボン紙」や「クリアファイル」等の異物を裁断したものが混入しているもの → 可燃ごみ

・汚れたものや水に濡れたもの → 可燃ごみ

雑紙 → 紙の原料として再生します。



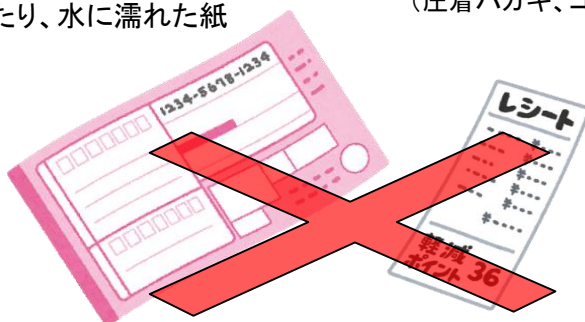
雑誌、書籍、菓子箱、包装紙、封筒、厚紙等

***出す時の注意点**

- ・菓子箱等は平たくして出してください。
- ・散らばらないように、ひもでくるなどして出してください。
- ・窓付き封筒などのビニールがついたものは、ビニールをはがして出してください。
- ・雑誌付録のCDやDVDは必ず外して出してください。
- ・ファイルは金具やプラスチックを外して出してください。
- ・トイレトペーパーやラップ等の芯は切り開かずにつぶして出してください。

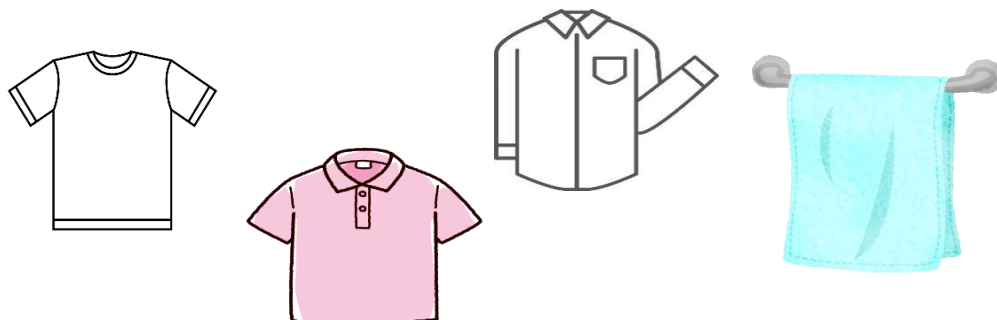
***資源ごみとして受け入れできないもの**

- | | |
|-----------------------|--|
| ・レシートやFAX用紙等の感熱紙 | ・宅配便の複写伝票等のカーボン紙 |
| ・シールや写真アルバム等の粘着物のついた紙 | ・写真 |
| ・石けんや洗剤の箱など臭いのついた紙 | ・防水加工、特殊加工された紙
(圧着ハガキ、ゴルフのスコアカードなど) |
| ・食品などで汚れたり、水に濡れた紙 | |



古布 → ウェス(雑巾)として再生します。

※事業所、個人事業者からのものは受入できません。



以下の衣料品、布類で、綿70%以上のもの

- ・Tシャツ、ポロシャツ、ワイシャツ(ボタン、ジッパー等は外してください。)
- ・タオル、バスタオル、タオルケット
- ・浴衣
- ・シーツ

***出す時の注意点**

- ・袋に入れて出す場合は、中身が見える透明の袋に入れて出してください。
- ・汚れたもの、破れたり、穴の開いたもの、ペット用に使用したものは受入れできません。
- ・ボタン、ジッパー等は外してください。

***令和3年度より、古布類の受入基準を大幅に変更しました。上記以外の衣類、布類については、可燃(粗大)ごみとして出してください。**

金属類

→ 適正に処理し、金属を回収します。



中身は必ず使い切って空の状態でお出しください

※事業所、個人事業者からのものは受入できません。

・金属を含む不燃物を対象とします。

(例) なべ・やかんなどの調理器具、スプーン・フォークなどの食器、傘、ハンガーラック、包丁・はさみなどの刃物、ゴルフクラブ(シャフトが金属のもの)、中身を使い切った一斗缶・スプレー缶

・大きさは、概ね1m×1m×1m以内の大きさのものが対象です。

→ これ以上の大きさのものはクリーンセンターへ不燃ごみで受け入れとなります。

家電

→ 適正に処理し、金属を回収します。



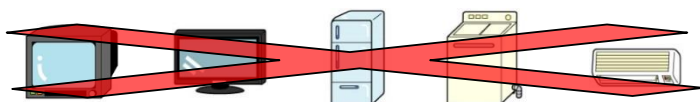
※事業所、個人事業者からのものは受入できません。

・家電としてリサイクルプラザで受入ができないもの

・家電リサイクル法対象

→ 最寄りの家電販売店へ

(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機)



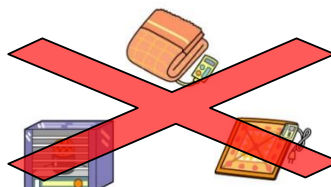
・家電の内、可燃・不燃ごみとなるもの

→ クリーンセンターへ

・可燃粗大ごみ 電動式おもちゃ、電気毛布、コタツ

・不燃粗大ごみ ファンヒーター、オイルヒーター

電気カーペット、ブラウン管パソコンモニター



陶磁器

→ セメントブロックの原料となります。



包装紙、梱包材等は取り除いて搬入してください。

※事業所、個人事業者からのものは受入できません。

- ・陶器、磁器製の茶碗、皿、置物などを対象とします。
- ・割れているものも受入れ可能です。
- ・プラスチック製の取っ手などの異物は極力外してください。

赤陶器

→ ガーデニング資材の材料となります。



中身は空にして土が付着していない状態で出して下さい

包装紙、梱包材等は取り除いて搬入してください。

※事業所、個人事業者からのものは受入できません。

- ・素焼きの陶器や植木鉢(赤、レンガ色)を対象とします。
- ・「陶磁器」か「赤陶器」の区別がつかない場合は、「陶磁器」として分別して下さい。

ガラス

→ ガラス発泡軽量資材(軽石)の材料となり、
土木資材や農業資材になります。



包装紙、梱包材等は取り除いて搬入してください。

※事業所、個人事業者からのものは受入できません。

- ・ガラスコップ、板ガラス、ガラス製品
- ・油びん、化粧びん(中身を空にして水で軽くゆすいで下さい)
- ・飲料用のびんは、水で軽くゆすいで「びん」として分別して下さい。

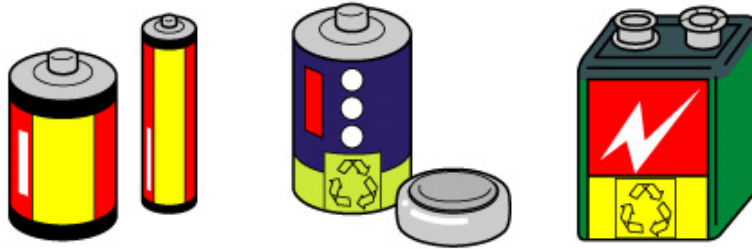
・ガラスとしてリサイクルプラザで受入ができないもの

- ・中身の残ったもの → 持ち帰り
- ・汚れがひどいもの
- ・厚みのあるもの(灰皿、ビールジョッキ等)
- ・耐熱ガラス(フライパン・鍋のふた、哺乳瓶)
- ・強化ガラス(割れた際、粉々に碎け散るもの)
- ・網入りガラス(針金が入っているもの)
- ・ビー玉

→ クリーンセンターへ

電池

→ 適正に処理し、金属を回収します。



※事業所、個人事業者からのものは受入できません。

乾電池、充電式電池、ボタン電池

工具用、電子機器等のバッテリーも受入できます。

車用のバッテリーは受入不可(不燃粗大ごみとしてクリーンセンターに搬入するか、販売店へ)

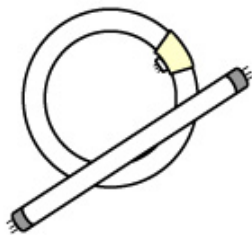
※なるべく販売店の電池回収BOXへ出してください。

*出す時の注意点

- ・異物(ライター、びんのフタ、電球、金具等)の混入がないようにして下さい。
- ・紙袋やビニール袋には入れずに出してください。

蛍光管

→ 適正に処理し、ガラス・金属等を回収します。



※事業所、個人事業者からのものは受入できません。

直管型蛍光管、サークル管型蛍光管、電球型蛍光管

※なるべく販売店の回収BOXへ出してください。

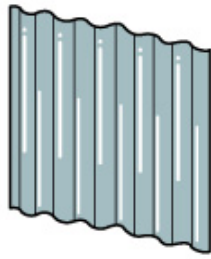
*出す時の注意点

- ・割らずに出してください。
- ・白熱電球やグロースランプ、LED照明等は不燃ごみへ出してください。
- ・水銀灯の受入はできません。



ガラス繊維入りプラスチック板

→ 適正に処理し、燃料やブロック原料として資源化します。

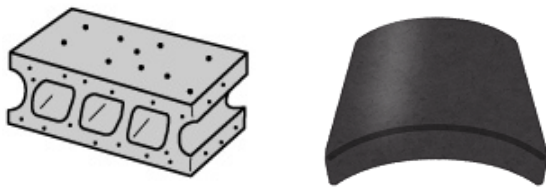


有料(200円／10kg) ※事業所、個人事業者からのものは受入できません。

木材、金具等は取り外して搬入してください。

がれき

→ 砕石材料として再生します。



有料(200円／10kg) ※事業所、個人事業者からのものは受入できません。

多量の場合は直接処理業者を案内しています。

いぶし瓦、陶器瓦、セメント瓦、コンクリート、ブロック、レンガ、タイルを分別して搬入してください。

物干しのコンクリート台、樹脂・プラ系の漬物石は受入できます。

一辺が1m以上あるものについては、砕いてから搬入してください。

*資源ごみとして受け入れできないもの

- ・分別していないもの
- ・中に鉄筋が入っているもの
- ・大型のがれき(一辺が1mを超えるもの)
- ・天然石
- ・スレート